

議会運営委員会記録

1 日 時 令和4年12月14日（水曜日）

開 会 午後1時27分

閉 会 午後2時05分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 9人

委員長 高道秋彦

委員 久保大憲

// 金谷幸則

// 岡部 享

// 舎川智也

// 江西照康

// 高田真里

// 松尾 茂

// 横野 昭

4 欠席委員 1人

副委員長 押田大祐

5 委員外議員として出席した者

議 員	金 岡 貴 裕
//	藤 田 克 樹
//	織 田 伸 一
//	吉 田 修
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦
//	高 田 重 信
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	笠 間 信 行
庶務課長	大 野 満
議事調査課長	坂 口 輝 之
庶務課長代理	恒 川 貴 志
議事調査課長代理	中 山 崇
議事調査課議事係長	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課主査	中 村 千 里

7 会議の概要

委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
なお、押田委員から都合により欠席するとの連絡がありましたので御報告いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に久保委員、金谷委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、協議事項1番目、本委員会に付託されました議案の審査を行います。
議案第141号 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
を議題といたします。
これより、事務局の説明を求めます。

議会事務局長 〔挨拶〕

庶務課長 〔議案書及び議案概要書により説明〕

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第141号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第141号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

これで、議会事務局の皆さんは退席願います。

〔議会事務局退席〕

委員長

次に、協議事項２番目、今定例会において、
本委員会に付託されました

令和４年分陳情第２２号－１ 「富山市議会
が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）及び
関係団体と一切の関係を断つ決議」に対して
の陳情

を議題といたします。

陳情文書表はお手元に配付のとおりでありま
す。

まず、事務局に陳情文を朗読させます。

事務局

〔陳情文を朗読〕

委員長

それでは、本陳情について御意見等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

それでは、この決議の提案会派でありました、
自由民主党さんの御意見をお聞かせください。

江西委員

今回のこの陳情ですけれども、私たちが可決
しました決議とそもそも大変な距離がありま
して、この陳情の決議に対しての関わりは大
変理解しにくいところがあります。

この委員会において、採択か不採択か、もし

くは調査・研究するののかということをごどのように当てはめればよいのか、なかなか難しいところがあります。

国会においては、今回の旧統一教会の問題に関して被害者救済法が成立いたしました。これは国にとっても大きなインパクトを持った一連の動きであるというふうに認識しております。

私ども市議会としては、市民の身体、生命、財産の侵害が行われるような反社会的な行動に対しては毅然と立ち向かう必要があると考えております。ですので、先ほどの3つの選択肢から、どの回答がふさわしいのかとすれば、不採択という回答とさせていただきます。

委員長 それでは、富山市議会自由民主党さん。

舎川委員 本決議の内容といたしましては、問題は政治家が宗教団体と関わるのではなく、消費者の不安をあおり高額な商品を購入させる霊感商法などで、大きな社会問題となった団体とのつながりを持ってきたことにあるとしております。こうしたことから、富山市議会は旧統一教会及び関係団体と今後一切の関係を断つとしたものであります。このことから、本決議は特定の宗教に対する圧迫や干渉を意図

したものではありませんし、本決議における旧統一教会について、反社会的団体であるとの表現も使っておりません。

また、本決議では富山市議会として、過去の旧統一教会及び関係団体との関係について、1つに、各会派と旧統一教会及び関係団体との関係の有無について調査する、2つに、会派として関係があった場合はその内容について調査する、3つに、会派の政務調査活動や政策立案の判断に影響が及んでいないかを調査する、そして、以上のことを会派が取りまとめ、議会として公表するという決議であります。決議のとおり、あくまで関係団体と各会派との関係の有無について調査したものでありまして、関係団体に所属する市民との関わりを調査したものではありません。こうしたことから、本陳情には賛同できないものであります。

委員長 続きますして、公明党さん。

松尾委員 賛同できないというのが結論ではあります。今回、大きな社会問題となった団体との関わりをなくしていくということが本決議の内容であります。ましてや、信者であるなしに関わらず、市民の皆様との関係を断ち切るとい

うことは、当然あるわけがないことであります。それだけは申し添えておきたいと思えます。

委員長 立憲民主市民の会さん。

岡部委員 1つ1つ反論するつもりは全くありませんが、5点くらいにわたり指摘がされているのではないかと思います。

本決議は、いわゆる宗教の思想信条の自由について否定した決議ではないと思っています。否定は全くしていません。

過去の問題について、やはり国会においても救済に向けた法整備がされているという状況であるということで、一定程度広い目で見えていく必要があるのではないかと考えております。

関わりの調査については、やはり市議会議員として政策に影響が出るようなことがあってはならないということもありますし、そういう意味ではしっかりと調査をするということ項目として挙げられたと見ております。あと、弾圧の関係で言えば、江戸時代のキリスト教に対する弾圧とは全く違うと私は思います。江戸時代のものは、まさに宗教弾圧であり、思想信条の剝奪という視点でありまし

て、私どもが今求めているものはそうした話では全くありません。否定もしておりません。そういうことでもありますから、陳情に対しては採択できないという立場であります。さきの9月議会では、救済の問題も含めて意見書も提出しているということでございますので、そういうことも含めて、ちゃんと対応をしていきたいと思っています。

委員長 ほかにも御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめたいと思います。

次に、念のため確認いたしますが、本陳情を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和4年分陳情第22号—1の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、令和4年分陳情第22号-1を挙手により、採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。

よって、令和4年分陳情第22号-1は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査を終了いたします。

委員各位に御相談申し上げます。

協議事項1番目及び2番目における委員長報告については、私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

次に、協議事項3番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。

それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。

まず、1番目の「地方議会からの意見書の取扱いに係る制度の確立を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

久保委員 賛成です。

松尾委員 賛同します。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。
次に、2番目の「带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

横野委員 賛成です。

久保委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。

次に、3番目の「知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

横野委員 賛成です。

久保委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。

続いて、4番目の「新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの同時流行への対策強化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

横野委員 今現在、進行中ですので反対です。

久保委員 賛成です。

松尾委員 今、政府のほうで様々な予算をつけて対応もしておられます。そのような中で、この意見書を出すことは賛同できないというところ です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、5番目の「暮らしの安心を取り戻し、日本経済を活性化させるための物価高騰対策を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

横野委員 現在、政府でこの対応をしていますので、会派として反対です。

久保委員 調査・研究です。

松尾委員 この意見書にも書いてありますけれども、二次補正予算として様々な行動、対策一産業観光の支援などを取り上げておられますので、この意見書については今回、賛同できません。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、6番目の「健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する政府方針を撤回し、健康保険証の存続を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

横野委員 マイナンバーカードの普及を進める上において、この意見書については賛同いたしません。

久保委員 反対です。

松尾委員 賛同しません。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、7番目の「免税軽油制度の継続を求める意見書の提出を求める請願」について、御意見をお聞かせください。

横野委員 賛成です。

久保委員 賛成です。

松尾委員 賛同します。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。
次に、8番目の「富山市議会から厚生労働省

に潜在看護師を活用する意見書を提出することに関する陳情」について、御意見をお聞かせください。

横野委員 反対です。

久保委員 調査・研究です。

松尾委員 調査・研究です。

岡部委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、9番目の「要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する陳情」について、御意見をお聞かせください。

横野委員 調査・研究です。

久保委員 調査・研究です。

松尾委員 調査・研究です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
それでは、ここまでの協議内容について、事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果についての確認をいたします。
全会一致の賛成となりましたのは、1番、2番、3番、7番の4つです。
全会一致の賛成とならなかったのは、4番、5番、6番、8番、9番です。
次に、全会一致の賛成のものにつきましては、議会運営委員会の中で御提案をいただいておりますので、提案者のお願いをいたします。
まず、1番の「地方議会からの意見書の取扱いに係る制度の確立を求める意見書」につきましては、議員提出議案第24号で、金谷委員から提案をお願いいたします。
次に、2番の「带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書」につきましては、議員提出議案第25号で、岡部委員から提案をお願いいたします。
次に、3番の「知的障がい者・知的障がい行

政の国の対応拡充を求める意見書」につきましては、議員提出議案第26号で、舎川委員から提案をお願いいたします。

次に、7番目の「免税軽油制度の継続を求める意見書」につきましては、議員提出議案第27号で、江西委員から提案をお願いいたします。

なお、7番目の本請願につきましては、請願者のほうから、意見書（案）が議員提出議案として本会議に提出される見込みとなった場合には、本請願を取り下げるとの意向を示しておられます。

説明は以上となります。

委員長

ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、全会一致とならなかった意見書のうち、所定の賛成者を集めて、改めて議員提出議案として提出する場合には、その案文を15日（木曜日）の正午までに事務局に提出してください。

事務局には同日中に、各会派に一覧表を配付

させたいと思います。

ここで、念のため、これら議員提出議案に対する質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思います。

まず、質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、12月19日（月曜日）の午後5時まで、また、討論の通告期限については、先般、各会派に配付させていただきました、令和4年12月定例会諸会議日程等に記載してあります、当初提案分と同様、12月16日（金曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対となる立場での討論の通告期限が12月19日（月曜日）の正午までとなりますので御承知おき願います。

次に、協議事項4番目の議員派遣の件についてであります。

このことについて、お手元に資料を配付しております。

これらの件については会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決でこれを決定することとなっており、今定例会最終日、20日（火曜日）の本会議において、議長発議により議題とし、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由説明及び委員会への付託を省略したいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この件における質疑及び討論の通告期限についてですが、まず、質疑の通告期限については質疑が行われる日の前日、12月19日（月曜日）の午後5時まで、討論の通告期限については12月16日（金曜日）の午後5時までを第一期限、これと対になる立場での討論の通告期限が、12月19日（月曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 4 年 1 2 月 定 例 会
(令和 4 年 1 2 月 1 4 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 高 道 秋 彦

署 名 委 員 久 保 大 憲

署 名 委 員 金 谷 幸 則